

# 県営住宅入居者募集要領

## 1 入居申込み資格について

県営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的に建設されています。そのため入居申込みには制限があり、次の要件を全て満たしていることが条件になります。

- (1) **長野県内に居住し、又は勤務場所があること**
- (2) **現に同居し、又は同居しようとする親族があること**  
(単身でも入居できる場合があります)
- (3) **一定の基準以下の所得であること**  
(一般の世帯は所得月額 15 万 8 千円以下。障害者世帯等一定の条件を満たす場合(「4 裁量階層」参照)は所得月額 21 万 4 千円以下。)
- (4) **現に住宅に困窮していること**(持ち家がない等)
- (5) **暴力団員(※)でないこと**  
(※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員)

## 2 優先入居対象者について

次のいずれかに該当する場合は優先入居対象者となります。優先入居には住宅困窮状況に応じて評価による選考と抽選による選考がありますが、(7)～(8)は抽選による選考のみとなります。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者世帯
- (2) 心身障害者世帯(身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度、療育手帳重度～中程度、戦傷病者手帳特別項症から第 6 項症等)
- (3) 母子・寡夫世帯
- (4) 老人世帯(入居申込者が 60 歳以上であり、かつ同居者全員が 60 歳以上 18 歳未満又は(2)と同程度の障害者等の場合)
- (5) 海外からの引揚者世帯、中国残留邦人世帯
- (6) 多子世帯(同居者に 18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯)
- (7) 子育て世帯(同居者に小学校就学前の子のいる世帯)
- (8) 配偶者からの暴力被害者(DV被害者)世帯・犯罪等被害者世帯 等

## 3 単身入居資格について

次のいずれかに該当する方は、同居親族がない場合でも 2DK 以下の住宅に申込みことができます。

- (1) 60 歳以上の者(当面の間、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者でも申込可能)
- (2) 心身障害者
  - ア 身体障害者手帳 1～4 級程度
  - イ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級程度
  - ウ 療育手帳の交付を受け得る程度ただし、イ、ウについては、単身生活が可能か市町村に意見を求めることとなります。
- (3) 生活保護法に基づく被保護者
- (4) 配偶者からの暴力被害者(DV被害者)、犯罪等被害者
- (5) 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者 等

- (6) 過疎地域、豪雪地域、振興山村地域に指定された区域を含む市町村に所在する県営住宅に申込みをする場合

#### 4 裁量階層について

次のいずれかに該当する場合は裁量階層（入居の基準となる所得月額が 21 万 4 千円以下の世帯）に該当します。

- (1) 入居申込者または同居者に心身障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度、療育手帳重度～中程度）がいる場合
- (2) 入居申込者が 60 歳以上で、かつ同居者全員が 60 歳以上又は 18 歳未満の場合
- (3) 同居者に小学校就学前の子がいる場合
- (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合

#### 5 申込み方法

募集は通常、期間を定めて行います。募集期間や募集団地、間取りなど、詳細は各地方事務所（松本・長野地域は長野県住宅供給公社）が作成する募集住宅の一覧等を参照してください。

○ 提出書類；募集期間内に必要な書類を募集窓口提出してください。

- (1) 県営住宅入居申込書

・優先入居対象者は、別途「優先入居申込書（調査書）」が必要です。

- (2) 入居予定者全員が記載された住民票（世帯全員の住民票）

・結婚予定者については、3ヶ月以内に婚姻する予定であることを双方の親又は仲人等が証明した書類

- (3) 前年の所得を証明する書類

・市町村が発行する所得証明書等、16歳以上の入居予定者全員分の収入の状況を確認できる公的機関が発行する書類

※ 前年の所得証明書の発行ができない期間（1月～6月）については直近の所得状況が確認できる書類が別途必要です。

ア 給与所得者の場合は勤務先が発行する源泉徴収票の写し等

イ 自営業者の場合は、確定申告書の写し（税務署等の受付印のあるもの）

ウ 年金受給者の場合は、年金証書の写し又は最新の支給決定通知書の写し

- (4) 「2」の優先入居や「3」単身入居で申込みをする場合は、それぞれその事実を証明する書類が必要です。おもな事由で、別途必要となる書類は原則として次のとおりです。

ア 生活保護 …………… 保護決定通知の写し（又は福祉事務所長の証明書）

イ 心身障害 …………… 障害者手帳の写し

ウ 母子、寡夫 …………… 母子証明書（又は戸籍謄本の写し及び子の扶養状況を証明する勤務先等が発行する書類）

エ 配偶者からの暴力被害者 …… 福祉事務所長等の確認書

オ 犯罪等被害者 …………… 犯罪被害等に関する申告書

- (5) その他書類（詳細は、募集窓口でお尋ねください。）

・前年の1月以降に退職、転職、就職した場合は、前の事業主が発行する退職証明書、又はハローワークが発行する雇用保険受給資格者証、事業主の採用証明書及び給与証明書

- ・精神障害、知的障害で単身入居を申込み場合は、別に定める申立書及び支援計画書
- ・外国人の場合は、外国人登録済原票記載事項証明書

## 6 入居までの手続き

申込み後の日程（抽選日、入居誓約書等書類の提出期限、入居可能日など）については、次のような手続きがあることも含め、あらかじめ募集窓口で十分確認しておいてください。

- (1) 入居誓約書…………… 確認書とともに連帯保証人と連署のうえ、提出してください。  
 ※ 連帯保証人：独立した生計を営み、入居許可された方（世帯）と同等の所得がある方で県内居住の三親等以内親族の場合は1名。その他の場合は2名（県外の知人2名は認められません）。
- (2) 敷金納入…………… 家賃3か月分を入居指定日までに納付していただきます。

## 7 その他

- (1) 入居の申込みは、1回の募集につき1世帯1団地1タイプ限りとなります。
- (2) 家賃は、毎年度実施する収入調査に基づき翌年度分を決定しますので、収入の増減により額が増減する場合があります。また、公営住宅制度の改正等により家賃額が変動する場合があります。
- (3) 県営住宅は様々な方が入居する集合住宅です。ペットの飼育禁止など、お互いの快適な団地生活のためのルールがあることをご理解の上、入居を申込みようお願いします。
- (4) ホームページで県営住宅情報が閲覧できます。

<http://www.pref.nagano.jp/jyuutaku/jyuutaku/index.htm>

### 【参考】収入基準早見表

以下の表はあくまで参考です。詳しくは募集窓口でお問い合わせください。

#### 総収入額による収入基準上限額

○ 所得のある人が1名で、特別控除該当者がいない場合 (単位：円)

同居者数		0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
一般階層	年額	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	月額	247,333	292,666	332,999	372,666	412,333	451,999
裁量階層	年額	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
	月額	323,999	363,666	402,999	442,666	482,333	521,999

※ 総収入額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄記載の金額のことです。

#### 総所得額による収入基準上限額

○ 所得のある人が複数の場合などで、特別控除該当者がいない場合 (単位：円)

同居者数		0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
一般階層	年額	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	月額	158,000					
裁量階層	年額	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
	月額	214,000					

※ 総所得額とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄記載の金額のことです。